第三十九条の百第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「、第十項」を「、第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三十九条の二第十項第一号若しくは第十二項」を「第三十九条の二第十一項第一号若しくは第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に、「保存しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前条第八項の規定は、代替資産が法第六十八条の七十二第三項において準用する法第六十八条の七十第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における法第六十八条の七十二第十二項において準用する法第六十八条の七十第七項に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額について準用する。

第三十九条の百一第五項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に、「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第三十九条の百六第二十一項第三号中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改める。

第三十九条の百七第二項及び第三項中「第六十八条の八十一第一項第三号」を「第六十八条の八十一第一項第二号」に改める。

第三十九条の百十四の二第一項第一号中「もの又は」を「もの、」に、「に限る。）及び」を「又は保険業若しくはこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものに限る。）及び」に、「又は当該外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものに限る。）を」を「に限る。）を」に改める。

第三十九条の百十五第一項第一号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改める。

第三十九条の百二十二第一項第二号中「五年」を「三年」に改め、同条第十項中「は、」の下に「同項に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうち」を加え、「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、「（同項の特定株式をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第三十九条の百三十一第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とする。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八条中「新法第六十六条の十二本文」を「租税特別措置法第六十六条の十二第一項本文」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和五年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第三十九条の十五第一項第一号の改正規定

ロ　第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の十五第一項第一号の改正規定及び令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の百十五第一項第一号の改正規定

二　第一条中租税特別措置法施行令第四十六条第二項の改正規定、同令第四十六条の七第一項の改正規定、同令第四十六条の八の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第四十六条の八の三の改正規定並びに附則第三十九条の規定　令和五年四月一日

三　第一条中租税特別措置法施行令第四条の二の改正規定、同令第四条の五の改正規定、同令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の七の二第三項の改正規定、同令第二十五条の十の十第六項の改正規定及び同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　令和五年十月一日

四　次に掲げる規定　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第六条の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十八条の七及び第二十八条の八の改正規定

ロ　第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の七及び第二十八条の八の改正規定並びに令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五の改正規定

五　次に掲げる規定　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

イ　第一条中租税特別措置法施行令第六条の六を同令第六条の五とし、同条の次に一条を加える改正規定（同令第六条の六を同令第六条の五とする部分を除く。）及び同令第二十九条の四の改正規定

ロ　第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十九条の四の改正規定、令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十条第三項第九号の改正規定（「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）、令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の六十三の改正規定及び令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項第一号の改正規定（「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める部分に限る。）、同令第三十九条の三第五項第四号の改正規定（「この項」を「この条」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の四第二項第四号の改正規定、同令第三十九条の六第二項の改正規定、同令第四十条の六の改正規定、同令第四十条の六の二第八項の改正規定及び同令第四十条の七の改正規定並びに附則第八条第一項、第十八条及び第二十一条の規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

六　第一条中租税特別措置法施行令第二十条の二第六項第七号ロの改正規定及び附則第十一条の規定　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

七　第一条中租税特別措置法施行令第二十二条の七第三項の改正規定、同令第二十五条の十七の二第一項の改正規定及び同令第三十九条の四第四項の改正規定　博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第六項第七号ロの改正規定及び附則第十一条の規定　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

（国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第四条の五第六項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該国外株式の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第三条　新令第四条の六の二第七項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2　新令第四条の六の二第四十項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用する。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　新令第五条の五の三第一項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は建設をする所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の四の二第一項に規定する特定建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四の二第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。